

徳島県告示第百九十八号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

令和六年四月二十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

加入区名

応神加入区